

認定をされた、そういうことができるものについては、結局収用法の適用というものは漸次これは薄らいでくるといふようなことはないものでしょうか。その点の御見解、この方が便宜であるというので、みなこちの方の特定事業の方に行つてしまつて、土地収用法というものは漸次忘れられてくるような感じがするのでありますが、その点についての御見解を伺いたい。

○国務大臣(中村梅吉君) この特定事業として特別措置法を適用しようと思ひます事業は、ここに事業の種類を明記した次第でございますが、さらに審議会の議を経て、このうちから特定公共事業に認定するかどうかを審査いたしました。努めて公共性、緊要度の高い事業にしばつて参りたいと思ひのであります。従ひましてこの審議会の議に付して認定を受けられるような事業は、自然この特別措置法の適用を期待するというに相なると思ひますが、しかし、これはここに第二条でもしほつており、さらに審議会の議を経て認定することになりますので、相当にしばらくは、このほかに公共事業として土地収用法を適用すべきものの範囲は非常にまだ範囲として膨大にあるわけでございます。従ひまして、この特別措置法の適用されるのは、公共性、緊急性の非常に強い事業だけということになつて参るわけ、土地収用法の存在価値といふものは薄らぐどころでなしに、やはり今後あらゆる事業について存在理由と申しますか、土地収用法の価値は、私は十分残つていくのだと思つております。

○松野孝一君 今の、特例法の適用の

範囲というものが第二条に掲げられておるのでありますが、しかしわれわれの方から考へてみますと、まあこれらの事業もむろん公共性の高いものであるというように思ふのですが、一面たとえば政府施策の住宅の用地取得とかいふようなものも、相当集团的に取得しなければならぬ場合が多いのでありまして、現下の住宅事情から考へてやはり緊急性、公共性の高いものではなからうか、こういうものを適用しなかつたという理由について、一つお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) この住宅用地につきましては、公共用地取得調査会の調査の段階から、一つの議論の対象になつた問題でございますが、たゞ今まで住宅用地の取得は、公共団体あるいは住宅公団等が施行するにあたりまして、土地収用法を適用せねばならないような事態になつた問題が一件もございませんで、過去の事例がそういうふうになつてきておるのに、それまで含めるといふことはいかなるものだろうかと、住宅用地の公共性の高いことは申すまでもないのであります。が、さうな配慮から将来非常な必要度が生じてくれば別として、現段階におきましては住宅用地をいれないう方がよからうという結論に相なりまして、この法律案におきかへても住宅用地はこの対象事業から除いたような次第でございます。これらはもつぱら過去の事例を参考にしたしまして、かような結論を得たような次第でございます。

○松野孝一君 このいろいろな公共事業とか公益事業というのはたくさんあるのですが、しかし土地収用法

はみな適用されておるのであります。が、これからビックアップしてこれだけの七項目に限つておるのでありますが、この公共性の高いとかいふものの基準ですが、どういふふうにして考へられたものでしょうか、他の対象に比べて非常に公共性の高いものもあるように思ふのであります。たとえばこれは審議会でも問題になつたように聞いておりますが、糞尿の終末処理場とかそういうようなものもあるのです。小さいようではありますけれどもその地方では公共性が高い。それから緊急度も高いというように認められるのです。が、何かここにこの七項目に限定して基準といふものが考へられるものでありましようか。

○国務大臣(中村梅吉君) まあ結局考へ方としては、現行の土地収用法だけでは処理困難と思はれる大規模なもので、そして大衆との影響度の高いもの、国民生活あるいは産業の発展と大きな関連を持ったもの、こういうような角度で大体しぼつていったようなわけで、今御指摘のございました汚水の終末処理場等も、これはなるほど重要な問題でございますが、これまた各都市の努力によりまして従来どうか解決ができておりますので、特定公共事業の対象事業に含めなかつたわけでございます。今申し上げたように、影響度の高いものという水準でビックアップしたようなわけでありまして。

○松野孝一君 もう一つこれに関連してお伺ひしたいのですが、特定公共事業を緊急に施行することを要するといふことも条件になつておるのでありますが、この現在の土地収用法における

百二十三条緊急使用でも、これは相当事足りるのじゃないかと、先ほど私が冒頭申し上げました現行制度のもとでも、緊急使用という制度がありますから、それで事足りるのじゃないか。これも調べてみますと、たとえばダムも築造なんかに利用されておるよう聞いておりますが、そういう百二十三条との関係について御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 土地収用法の緊急使用は御承知の通り六カ月と限られておまして、しかもそれは延長を認められていないわけでございます。従つて、この緊急使用を収用委員会が決定いたしますときには、六カ月以内にその間違ひなく裁定ができる、すべての細目について計算も認定も終了できるという認定がついてからでないと、緊急収用の決定ができないわけでありまして、同時にこれは使用だけでありまして収用は含まれておりませんので、今度の緊急決定とは相当に運用が違つておるといふような次第で、従来の緊急使用だけでは、今回この特別措置法に盛り込まれた緊急決定と同様の効果を期待することは、不可能なような次第であります。

○松野孝一君 この百二十三条における実績というのですか、今までのどういふような例があつたんでしうか、ちよつと教えていただきたい。

○政府委員(岡盛吉雄君) 百二十三条が運用されました実績につきましては、二十六件の緊急使用の許可の実例がございまして、この二十六件のうち十六件はいわゆる進駐軍の関係で、どうしても駐留軍関係の宿舎として使用しなければならぬ、こういうものでございまして、その他十件は普通の場合のこの規定による緊急使用の実例でございます。

○松野孝一君 今百二十三条のことをお尋ねしましたが、この土地収用法が新たにできましてから十年もたつておるわけでありまして、その間に御実績と申しますか、土地収用委員会にかつたものの件数、それで裁決をされたとか、そういうその件数をちよつと教えていただきたい。

○政府委員(岡盛吉雄君) 現行土地収用法が施行されてから、三十五年度までにおきまして建設大臣の事業認定にかかりました件数は六百七十七件、それから都道府県知事の認定にかかりましたものが二百四十件でございます。また収用委員会の裁決につきましては、百七十八件がその裁決の行なわれたものでございまして、さらに収用委員会としては和解調書の作成によつて行なわれる裁決もありますが、それは十九件、それから協議の確定をいたしましたものが、この現行収用法にもございしますが、それが四十件、調停件数が五件、緊急使用の許可が二十六件等になつております。

○松野孝一君 今度のこの法律によりましてどれだけの期間が短縮するか、あるいは公共用地の取得期間が、今までどれほどかつたものがどれだけの短縮されるか、ということについてちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(岡盛吉雄君) 今回の特別措置について内容的に申し上げますれば、特例を定めた事項のうちで手続の關係の規定の特例がございまして、御承知の通りに、起業者が行政機關の意見を求めるのに長期間を要し

この際は建設大臣だけに對してお聞きしておきたいと思ひます。

冒頭に申し上げておきたいことは、近來の公共用地の取得がきわめて困難となつて、そのことが今後の經濟成長にとつての大きな隘路となるおそれがある、強くなつてきた。そこでこれらの用地の取用をより円滑化せしめるための法

律的措置が重要であるということは、これはもう議論の余地がないわけであります。従つて公共用地取得の促進措置としての立場から考へてみまして、私どもはこの法案の趣旨については賛意を表する、いろいろ質疑をやつていきます中に、誤解を受けるといけませんから、まずそのことを率直に申し上げておきます、さらに私は私ならの一通りの、これに対するいろんな調査研究はまず遂げたことでありまして、個人的な疑点というものは相当には解明されているわけですから、多くの国民に明快に一つ政府がお答えになつておかないと、大へんいろいろな不安なる摩擦等を起こすであろうことを心配いたしますから、むしろ御答弁はそういう方面にニュアンスをおかれてされるように希望しておきたい。

これを前提として申し上げるわけですが、まず問題点幾つもの中からさつき申し上げたようなことで、直接大臣にお聞きしておきたい点が、公共用地審議会を建設省の付属機関ということにされていくわけですが、これでは国民が腹からその取用それ自体について、あるいは補償等について、あるいはいろいろの仕事の仕方等について、いろいろの疑惑を持たぬことのために、むしろ内閣直属の公正な機関とすることがいいのじゃないだろうか、こう考えるのですが、これについての御見解をお答え願います。

○国務大臣(中村梅吉君) この審議会の委員をお願いするにあたりましては、法文にも明らかにいたしておきまするよう、学識経験者のうちから内閣の承認を得て建設大臣がお願いをする、こういう建前をとっている次第でございます。努めて公正な御判断の願える学識経験者をお願いし、しかも建設大臣の専断でなしに、内閣の御承認を得るといふ手続にいたしておる次第でございますが、今御指摘のございましたように、建設大臣の任命という形でなしに内閣に置く審議会にしたらどうかという点でございますが、これはまあ私どもの考え方を率直に申し上げます、内閣に置く審議会というのは、国の策の大本に關するような事務を御審議願う審議会を、内閣に置くべきであつて、一部の事業施行のようなことに關したものはやはり各省に置く審議会が建前として適當である、こういうふうに基本的には考へておる次第でございます。

それから、この審議会は第二条の特定公共事業の種目のうちでどの事業を緊急度や公共性から考へて、特定公共事業として認定をするかという事業認定をする機関でございます、実際に土地の取用する場合の補償をきめたり審査したり、あるいは補償を裁決してきめたりいたします事業執行の方に關することは、各都道府県ごとに置かれております土地収用委員会に御決定を願うわけで、この方は土地収用法が母法でございます、母法である土地収用法に定められておるわけでございますが、それぞれ都道府県議会の承認を得て都道府県知事がこれを任命をするという建前をとっておりますから、個々の事業の取用、裁決等にはこの審議会にはこの審議会は直接タッチをいたさないわけでございます。基本的にはどの事業を取り上げて特定公共事業にするか、こういうことでござい

から、その点に關する御疑念はないと思ふのでございます。

○田上松衛君 どうもこの問題では疑惑が深くなつてしまつたのですが、さつき松野委員が補償の基準、これを確立しなければいけないだろうということに關しまして質疑をされた。これに對して計画局長の御答弁では、その必要を感じておるのだ、だがこういうことについて基本的な問題をただすことのために、今までの審議会を十分研究して振り向けて基本的な問題を十分研究していただくことに一つ努めてもらいたいのだ、こういうふうに答弁された。私は今聞いたわけですが、たつた今聞いたばかりです。そうしますと、私は今大臣が言われた、直接にはなるほど各都道府県、地方の収用委員会が実務に當たるだろうけれども、その基礎を作つていきますものは、これは審議会が當たるのじゃないか。そこで、さつき申し上げた、むしろこういうことであるならば内閣直属の公正な機関にすることが一番いいのだと、疑惑を持たれぬのだ、これが一点。

それからさらには、大臣のお話では内閣直属とする機関は国策の大本に關する問題等を取り扱う機関、これならばそうであるけれども、このことは一つの省の内の範圍内の問題であるから、まあ具体的にいへばそういうような御意図で今御答弁をされたように受け取れたわけですが、私はそれでなくして、冒頭に申し上げましたように、われわれがこのことを必要とするのは、むしろ当面迫つた緊急な問題のためであることは百も承知です。いろいろな問題がございまして、ですから一審大きな問題は、やはり池田内閣が考へてお

るところの経済成長、この所得倍増にからむこの問題の根本をやはりなす性格のものである。従つてこれをなし遂げさせたいと念願しておる私どもの立場から立つてみますと、この問題の重要性というものは大きなものだ、国策的なものだ、この感じるので、以上申し上げた二点の立場から最も国民がよく納得し、そして不必要な摩擦を起さないことのために、事務的にいろいろあるがあるだろうけれども、それは内閣の仕事をいたしまして、国民の前にはただ小さな問題を扱つて、そのことを強く認識させることのために、やっぱりその公正機関という觀念をまず植へつけさせる、このために必要でないのか、そう申し上げておるわけなんです。もう一ぺん重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 先ほど申し上げましたが、審議会の使命としましては、先ほど申し上げましたこの特定公共事業にどれを取り上げるか、この事業認定をするための御審議を願うということが主たる使命でございますが、あわせて先ほど松野さんからも御意見がありましたように補償基準というもののについて、土地収用法には一応基本的な補償基準というものは定めておりますが、さらにこれはいろいろの場合を想定しまして、具体的に補償の適正を期するための基準と申しまするか、補償の方法あるいは補償の基準、こういうものについて検討をしてみたいと申しておるわけで、今後土地収用を全体として円滑にする上において必要である、かような角度からこの審議会にその点もあわせて急速に御審議を願う、という実は建前をとつておる次第でございます。

それから後段の点につきましては、御承知の通り土地収用は建設省の所感で従来もきております。なるほど事柄それ自体は経済成長等に重大な關連がございまして、国策の一環ではございますが、土地収用という一部門であることには間違いないと私も思いますので、内閣という高い角度のところより、やはり実務を担当いたしておる責任を持つております建設省に、学識経験の高い方々にお集まりをいたしまして審議会を構成していただくことが妥當であると、実はこのような角度に立つてこの立法を考へましたような次第でございます。

○田上松衛君 少し感觸が違ふようですがね。松野さんもさつきから聞かれたように、これの特例法のいわゆる適用範圍、申すまでもなく第二条で特定公共事業とは何をさしているのかというのをあげて七項目、あるいはそれの付属機関を入れれば、しいていうならば八項目ともいえるでしょう。これは必ずしも建設省だけの問題ではないのですよ。それぞれの各省にわたる問題を見込んでおるわけですから、だからその關係からいひましても、ただ土地収用法だけで建設省關連の法律であるからと一がい言われることは、あまりにも何だか政治にならぬじゃないのかと、こう考へるわけなんです。これについてどうお考えですか。

○国務大臣(中村梅吉君) まあ御説の通り内閣に置く審議会ということになりますと、一々その意見を徴する諮問等は内閣総理大臣を通してしなければならぬということになつて参ります

ので、土地収用について、責任大臣である建設大臣が、御相談を申し上げる機関ということになりますから建設省の付属機関というのでは、その委員の任命にあたって内閣全体の意向を尊重して、内閣の承認を得るといふ手続をとった慎重な任命方法をとれば、内閣に置くよりはどうかの方が妥当である、若干どうも意見の食い違いで恐縮でございますが、私どもはさうに考えておるような次第でございます。

○田上松喬君 この私自身個人といったしましてもまだ相当納得しかねる点がありますので、しかしさつきのように建設大臣の時間の関係がありますから、これは今後のまた審議の場までまかに伺ひすることに、次の問題に移りますが、人口五十万以上の都市の「道路、駅前広場、鉄道又は軌道」、こういうようなことですね、「道路、駅前広場、鉄道又は軌道」、これに手つとり早く取り組まなきゃならぬこと、もちろん同感であります。しかし、この場合人口五十万以上の都市に限ったその根拠はどこにあるのか、裏から言いますならば、私どもはむしろこういう問題は人口でもって考えるのじゃなくして、少なくとも都市計画事業をやっておりますすべての都市にこれは適用することが直ちに必要になつてくる、こう考えるのであります。が、この五十万以上に限った理由ないし根拠を承つておきたい。

○政府委員(関盛吉雄君) 大都市の交通関係は特に麻痺状態になつておる、こういうふうな傾向が顕著に現われて参りましたので、従つて、その地域といふものの範囲を特別措置法との関係においてどのような基準で規律するかというところが、やはり制度調査会における議論の一つの中心でもあったのでございます。ただいま都市計画法の適用の範囲との問題について、この法律の適用の範囲を規律すべきではなからうかという御意見も出たわけでございしますが、確かに都市計画法の適用区域につきましても、それぞれの計画は持つておられますが、何しろ全国で都市計画の適用されておる市町村というのは、千数百の市町村にまたがっております。従つて、緊急かつ公共性の高い事業として限定いたします場合には、この法律の土地収用法の特例としての体系を確立する上では、重要な考慮を払ふべき要点でありますので、従つて、そういうこと等も考えまして交通麻痺の状態になつておる、しかも重要な幹線を整備しなくちゃならない、一般に難事業を相当に控へおる地域、こういう意味で制度調査会におきましても五十万という線で答申が行なわれておる、こういうのがその経過でありまして、政府の方におきましても関係各省とも相談をいたしまして、そのくらいが適當であろうというのが本案の理由になつております。

○田上松喬君 答申案に大体基づいて、従つて、この程度が適當だろうと考えたというの、これは理屈にならぬと私は考へるんです。大体五十万以上の都市というの、私の知る範囲では、東京都を加えて六大都市及び札幌、川崎、福岡、以上の九つだけでしょう、日本では、この九つの大都市だけの駅前広場であるとか、鉄道または軌道あるいは道路なりというよう

なものが、非常に混雑しているとお考へになることがおかしいと思つてゐます。わがかりやすく申し上げますけれども、私どもはできるだけこの適用は緊急性の高いものに限つて、なるべくその対象を最小限度に食いとめていかなければならぬ、こういう考えを持ち、これを希望するわけですから、それはそれで、対象の見方が違ふんです。私どもは考へてはさうではない。そうじやなくしてその質をわれわれは言うのであつて、ただ人口五十万なんといううなことはあまりにも、何かただ委員会がこうしたからそれに合うようにしたといううなことで、あまりにもこの考へにまじめさを欠いてゐるのだと言いたくなつてくるわけなんです。もう一ぺんこれについてお答え願ひたい。これは大臣からお聞きしたい。

○国務大臣(中村梅吉君) この点は調査会におきましてもずいぶん議論をし、どこで一体しほべきかという重要な一つのポイントであつたようでございます。その後、立案段階におきまして私どももいろいろ検討を加へ、また各方面の御意見等もそれとなく聞いてみたわけでございしますが、中には今、田上さんのお話のように、五十万で切る必要はないんじゃないか。緊要度の高い事業ならどの都市にでも適用すべきじゃないか、という御意見等も拝聴いたしました。結果、大体大きな都市はさきさきがありませんが、五十万未満のような都市でありまして、近來よくやつておりますように、道路にいたしまして、既成市街地を

通つております道路を拡張して非常な犠牲を求めるとは、外にバイパス線を作つて通り抜け道路のような、車両等はそのバイパスを通してしまふ、あるいは鉄道等にいたしまして市街の等には、大体市街が細長く既設の道路等に面してなつておるもので、その市街にその迷惑をかけないで鉄道等も敷設する可能性もあるといううな角度から、まあ五十万以上の都市といううなことにしほつてこれで運用してみるのが、最初の特別措置法としては、できるだけしほることが必要であるといううな角度に立つて考へると、その辺でスタートすることが必要であらうという結論に相なりまして、調査会の答申もそういうことでございまして、われわれもいろいろ考へいたしました。結果、やはりこの辺でしほりかける必要があらうということになりまして、全面的に適用するということよりは、特別措置の精神からいって、まあしほれるだけしほつた考へ方で制定した方がよからうといううなことに相なりまして、そういう次第であります。この点、私どももいろいろ苦慮いたしました。実態を率直に申し上げて御参考に供したいと思ひます。

○木下友敬君 私からも田上委員と同じことをお尋ねするわけなんです。五十万以下のところがだんだん発達してきて、五十万になつたらこの法律を適用するところになつて、今三十万とか四十万のところ、だんだんこの間、防災街区のときの討論で申しましたように、ほつたらかしていただいて、だんだんだんだん手のつけられぬようになつたから法律でカバーした、こういうような行き方は、私は

とるべきでなくて、五十万の都市であるうと四十万の都市であるうとなるたけこれは早めに手をつけて、そうして将来を見越して、こういう法律を適用していくといううなにならないと、もう手のつけられないうなやつたのは手おくれなんですよ。そうすると、住民の迷惑は非常にひどいわけですよ。これはもうおわかりのことだと思ふ。だから、これは一つ、なんじやないですか、せつかくこう作つておられますけれども、あとで考へていたで、必ずしも五十万といううなにとらわれないで、田上委員の言つたように、もう少し考へを広めていくようにしていただくべきだと思ふので、あまりかたいことをおっしゃらぬで、これは一つ考へてみようぐらいのところはできませんか。

○国務大臣(中村梅吉君) 率直に私どもの氣持を申しますと、ただいま申し上げましたように特別措置法でございまして、できるだけしほつて制定をいたしたい、いたすまた義務がある、こういううに考へまして、いろいろな角度でしほりかけておるわけでございますが、法律を制定していただきまして、執行いたしました、また社会の反響、執行の成績等に照らして、私は今後検討すべき問題かと、こう思つておるわけでございます。

○田上松喬君 今の問題ですがね、私は、さつきには、都市計画事業を行なつておるすべての都市と言ひましたけれども、そのことはあまり、千何百ひといふことであるならば、その点については言葉を撤回しても差しつかえありません。ただ申し上げておきたいことは、今繰返して建設大臣が

言われた、最小限にこれを縮小すべきだということからきたと、そのことが、法の精神にかんがみてそうやったんだという御意図のようですが、しほり方が違いますね、これは。私は、しほり方は、さっきも申しましたように、性質によってずいぶんしほるべきであつて、逆に考えてみますと、いろいろのことに関して、政令にゆだねて、これこれのところで、それで政令で定めるこの区間というふうな文句を使って、これをしほっておるわけでしょう。それはいいと思ふんですが、この場合も、さっきすべての都市というものを撤回したから、もう一つ案を申し上げますならば、五十万以上という文句を消して、大都市ということに直して、そうしてそれはどのくらいにするかということは、それこそ政令にゆだねたいいいじゃないのかと考えるわけですよ。今、木下さんも言われたように、これまでは四十九万であつても適用されない。来年は五十万になつてしまふという場合があるんですよ。そうするならばそういうものについて、五十万になるのを待つてやるといふようなそんなことじゃなしに、今から必要なあれについては、どんどんこれを適用し得ることを、それこそ政令で考えるような行き方にした方が利口ではないのかということなんです。さらに言葉を返すようですけれども、五十万以下の都市については現にバイパス道路等によつていろいろ緩和策が行なわれており、将来もそうやるのだと、そういう方法がつけられるからということをおっしゃいましたけれども、それは建設大臣、逆ですよ。現にバイパス道路やつておりますものは、

どうにも、にっちもさっちもいかないところの大都市のこの周辺に行なわれておるのでありまして、そんな都市はまだそれほど多くはないのです。しかもほかの都市も、この中に指摘してありますように、困難な事情、隘路がたふさんあります実情を率直にお考えになつたならば、必ず、官僚でないところのわが建設大臣は、面子にこだわらないで、もう、一ぺん考えたあれだから、何でも都市だけでいくんだ、面子だといふようなけちな考えじゃなしに、大きく一つのいわゆる国家的な大きな見地に立つてお考え直になることがいいじゃないかと思ふんですよ。繰り返して恐縮ですが、あるいは木下さんに対しての答えの中で、どうも満足するようにならうに受け取れませんから、もう一ぺん重ねて御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) この法案で五十万以上の都市ということにしほりましたので、まあ感じとして五十万未満の都市は、何か公共事業に置いていけるような印象を受けるかもしれないが、これは公共事業としましては、必要なものは、あるいは都市計画にせよその他の公共事業にせよ、これは全般的な計画のもとに立つて実施をしていくわけで、差異はないわけでございます。ただ特別措置法を適用して速度を早めてやるかやらないか、そのやる区域はどこに一体しほるべきかといふのがこの問題であると思ふのであります。さような角度から考えますときに、それはもちろん、五十万未満の都市といへどもやらなければならぬ事業がいろいろあると思ひますが、

まあそれらは特別措置法によらなくても事業の実施が可能ではないだらうか。従つて、この特別措置法の適用範囲として、とにかくこの程度の基準を設けて、どこへもこへも特別措置法を適用するのだという建前をとらないで、しほりかけることが妥当であらう、かような角度で、実は率直に申しまして考えましたような次第で、これはもう建設大臣の面子とか何とかいふことはありません。私のみならずどの大臣にせよ顔が曲がつてしまつても、必要なことは、面子の問題などはどちらでもよいのであります。結果、特別措置法の適用をする事業としては差しあたりこの程度のしほりかけることが妥当であらうということ、ここにかようなワクを設けましたような次第であります。一つ委員の方々の御検討をお願いしたいと思います。

○田上松衛君 あかね、建設大臣、あなた、人口五十万以下の都市には何も適用しないのだというわけではないのだと、こういうような言い回しをされますけれども、そうじゃないのですよ。この特定公共事業の第四に規定してありますこの範囲のことを私は申し上げておるわけなんです。この特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの」を規定している、その点を申し上げておるわけなんです。言われるまでもなく人口五十万以上の都市だけに、全部のやつておる一切を五十万以上の都市だけにすることでないということは、これはわかり切つた話

である。これらの「道路、駅前広場、鉄道又は軌道」さらにこれをおお縮めているわけなんです。そのうちで「政令で定める主要なもの」、まあこれはこれとして必要なことをやることはないんだからいいとしましても、こういう事態といふものは、四十九万の人口の場所でも四十万でも三十万でも、こういうようなところの緊急必要な場所があるはずだ。あるはずどころじゃない、むしろそういうところこそかえつて今困つておる事態があるじゃないか。これは、大臣あまり実態を御承知にならないから、この四号に限つてだけのことをお伺いし意見を述べておるわけなんです。それを勘違いされないうちにすね。ほかのことであつても、必要なものについては全部やるんだと言われる……。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 建設大臣に内閣から約束通り来てくれと、こう言いますので……。

○田上松衛君 大臣が衆議院の方から出席を求められておるようです。お聞きしたい重要な問題がありますけれども、その項についてはまたお話しつかえない時間をお願いいたして、その機会に譲りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) それじゃそのように恐縮ですが、お願いいたします。

○委員長(稲浦鹿蔵君) じゃどうぞ。

○田上松衛君 計画局長にお伺いしますが、さっき申し上げたような感覚です。さうです。それはよくおのみ込みだろと思ふんですが、この場合繰り返して認識を新たにしたらうために特に申し上げておきますけれども、公共用地の円滑な取得をはかるようにしなければならぬと考えるのと同時に、反面、被収用者の既得権利が不当に侵害されないように、これらの権利並びに利益を擁護してかからなければならぬ、という気持で次の問題をお聞きするわけですよ。

被収用者に対してなされるところの(生活再建等のための措置)、今回はこれが従来の収用法と違つての大きな特徴だらうと考えるわけなんです。非常によくいいことなんですけれども、どうもこれで見ますと、生活再建の措置といふものがぼやかされてしまつていふ感じがする。絵でかくと非常にいいことを言つておるわけなんです。しかし、最後の締めくくりになつてきまると、これは法文にはないけれども、いろいろな説明あるいは解釈等をやつてみますと、これをほんとうに約束いたしますことのために、国及び地方公共団体の義務がはずされておるわけですよ。努力義務なんです。言葉をかえて言うならば、正確な義務ではないんじゃないか。ここに「土地収用法による収用手続と特別措置法による収用手続との比較」ということをきよう配付されたわけですね。この中の一番しまいの方に書いてあります。(2)のロです。「生活の基礎を失ふこととなる者は生活再建対策として土地若しくは建物の取得・職業の紹介等又は環境の整備に関するところの実施のあつせんを知事に申し出ることができ、知事は関係者と協議して生活再建計画を作成し、この計画に基づき、事業施行者は現物給付の義務を負ふ」——大事な点はここですね。「国及び地方公共団体は実施努力義務を負ふものとする」、あくまで実施努力義務なんです。ど

法だつてこれが完全なPRをして行なわれ、そうしていろいろ都道府県知事に対するあなたの気持ち、国の要望と云うものが十分に行なわれて、まじめにやつていったならば、もつともつとこれは国民から十年間何をやっている

とけなされなくても、できた面が多かったと考えておるわけなんです、これができなかつたということについては、もちろん被収用者側において常識はずれなことをやっている面があることはよく知っております。例をあげるまでもなく、今お困りになっている、名神高速自動車道路に関する京都

府内に起こっているところの問題、あるいはこれはどうかと思うけれども、大きな問題だから詳しく言いたいけれどもあつさり言う、いい悪いは別として、熊本県におけるところのあの下釜ダムに関するあのにっちもさっちもいかないうような問題、こういうようなことについては、まあ被収用者側にお

いて一般善良な国民とは常識を異にしたような場合があることもよく承知をしておりますよ。しかしながら、それにもましてこれが不首尾に終わっておるといふことは、いろいろな施行者に対しても都道府県知事に対しても、こういうようなことを努力してくれということを願んで、それでいいだろうと

思うことが、重要な点が期待はずれを
なしているというところに大きな問題
があるはずなんです。このことは、そ
れを見越して、いろいろの中にもこ
れでやっていけない場合、これに対す
る別の手当の方法がいろいろ打たれて
おる。この事実にかんがみても今申し
上げたようなことは否定できないはず

なんだ、ところがこれを見ますと、ま

た努力義務、そうしてその中には予算の許す範囲あるいは事情の許す範囲、こういうようなことでもって、その中で努めなければならぬ、こういうことを頼むのだ。こういうことを繰り返しておる点を見て、まともな正直な国民の立場になってみると、まるでこれは逆に政府自体が、何かしらことさらに法の中に盲点を作っておるような疑いが濃くなってくるであろう。これを心配するわけなんです。こういう問題は、あつさりやはりこういう場合においてはどうしなければならぬ、ということの義務づけをしておくことが必要だ。問題の一番大きな点は、これだと思ふのです。収用が非常に困難になつておる実情というものは、そこを突いて申し上げるならば、今までの補償額等の不満足な点、従つてあるいは今度訴訟が起こされてくる。そこで引つ張るということであるけれども、今度の特別措置法については特に訴訟等がはざされる場合もまたあるものであつて、こういうことを考えてみるならば、国民が腹から協力するような、納得するような問題は実にここにかかつてこなければならぬ。いんやん生活再建計画という一つの大きなものをここに負わせておくのだから、これをやるのだから、一つ若干の先祖伝来のものに対する執着はあるだろうけれども、これにかわるものは必ずこういうことにするのだからということ、一つの約束がなされるのでなければだめだ。繰り返して申し上げます。この条文がどういう意味なんだ、そんなことを聞いておるのではない。その点についての考え方を的確に明示されたい。

○政府委員(岡盛吉雄君) 生活再建等の措置というのは、補償金でもって収用使用の効果が生ずるに発生しておるわけでございます。従つて補償金の問題とは別個に新たに生活再建の措置を規定したわけでございます。従つて今日のような時代になりますと、適正な金だけの解決では今後のいろいろな生活のなりわいを営むことが困難な事態になつておりますので、たとえて申しますれば、大都市で大きな幹線道路を東京あたりで作りますと、こういう場合におきましては、現実にその沿道におる人を、うしろの地域に大きな住宅団地を作りまして、そうして補償金は補償金で払うけれども、別途その人たちの収容するところの建物を都が作りまして、そういう人たちに入居をせしめる、こういうふうにいまして、現実の生活再建を都が実施いたしておるわけでございます。そういう意味の事例をこの四十七条の規定に書いたわけでございます。お説のように義務とすると、これは法律の体系といたしましては、確かにこの特定公共事業を実施する人が補償金の一部として行なうという場合におきましては、現物の給付は義務でございます。しかしそれはもうすでに解決しておる。しかし金を持つていられるだけじゃこれはとも将来の生活の基盤を維持する適当な場所がないというふうな場合に、ただいま申し上げたいわけの公社あるいは都が、店舗付きの住宅をブロックで作りまして、その中に入居をしてもらうような計画を進めて、そうして道路の整備をやる、こういうのをこの生活再建の対償と相まつて行なう措置と、これいうておるわけでございます。これはお言葉ではございますけれども、補償金はすでに解決いたしておりますので、法律の立場としては義務とはちよつと書きにくいのでございます。が、今回の第五項の規定は、そのような趣旨を実施するように努めることが、今申しましたように実効が上がる、生活再建措置を補償金の給付と相まつて実施するということ、その手配を十分にいたすという精神の規定でございます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 午前中の質疑はこの程度といたしまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後二時二分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

武内委員から岩手、青森両県の大火について緊急に質問したいとの申し出がありますのでこれを許可いたします。

なお、大臣は衆議院における水資源の委員会が開かれるまでの約束ですから、

○武内五郎君 すでに昨夜から今朝にかけてましてラジオ、新聞等で御了知と存じますが、昨日来の台風四号の被害が特に東北、北海道地方に現われてまして、しかもその風速が二十三メートルから四十メートルをこえるおそろべき速度をもつて現われておつたのであります。私も昨晩非常に何か災害の起こることのないようにと心配しておつたことがすでに現われて参りました。御承知の通り、岩手県、青森県において甚大なる災害をもたらしまして火災が各地に起こつたのであります。

第一は、岩手県下閉伊郡田老町の部落四百四十八戸をこえる約五百戸の労働者家族が焼失しております。さらに岩手県宮古市においても出火を見て数個部落が焼失しております。青森県の八戸市において三島下地区から較にかけまして約五百戸に及ぶ災害が見られておるのであります。その前に青森県の八戸市の中学校の建築中の校舎が倒壊しております。弘前において小学校の校舎の屋根が吹き飛ばされて、学童に三十数名の負傷者を出すに至つておるのであります。本日新聞によりまして約千戸に及ぶ家族が焼失し、死者並びに負傷者も多数の人数を出して、その被害はおそろべきものが出ておるのであります。御承知の通りこの地方は昨年チリ津波の被害を受けて惨たんたる状態に陥つたことは御承知の通りであります。チリ津波を受けまして満一年、ようやく一年を経過いたしました今日、またこのような火災に見舞われまして、あのような東北の辺地で復興の望みがほとんどないというのが想像されるのであります。ことに先ほど指摘いたしました下閉伊郡田老町等においては、これは陸の孤島といわれて、ただでさえ生活のきわめて低い地方でございますので、この復興が私には真実に誠意のこもつた政治によるあたたかい手が伸べられなければならぬと考えております。これにつきまして今にわかに詳細なる報告をいただけるかどうか私は存じませんが、もしいただけるならばいたしたいと思ふのであります。詳細なる調査

が進められて参りますときにその報告をできれば速急にいたしたい。三十一日あるいは来月早々その報告によつてまた御検討申し上げたいのであります。これにつきまして建設大臣といたしましてこれが救済の手をどういうふうに伸べられるお考えであるかどうか、一応伺つておきたいと存じます。

○国務大臣(中村梅吉君) 突如として田老町、宮古市及び関連の付近の町村、それから青森県、八戸市に異常な火災災害が起こりまして、私どもも急遽これに対する対策を進めておるところでございます。本日、住宅局を初め計画局、まあ八戸市としては都市計画についてこの際考慮をしたいという御意向のようでありまして、計画局からも都市計画関係の係官、それから住宅金融公庫からも、災害復興住宅資金の貸付を迅速にするために、現地と打ち合わせまして、じき調査に出張させることにいたしております。それからこの災害地域の住宅復興でございますが、一つは御承知のように住宅金融公庫の災害復興住宅資金の貸付、これを十分に行き届くように現地の機関を動員しまして努力をまず第一にいたします。それから公営住宅の関係でございますが、これにつきましては公営住宅法の規定しておるこの第八條の運用で、できるだけ最高の道を一つ講じたいと思つておるのであります。が、条文の解釈上、目下大蔵省と実は交渉いたしておる段階でございます。この条文によりまして、被災全域が五百戸以上、または一市町村の区域で二百戸以上の火災、二百戸以上が地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な

天然現象により災害をこうむつた場合、あるいは火災の方で申しますと、全戸以上、一市町村の住宅戸数一割以上、こういうことになっておきますので、八戸は当然これが適用で

きますが、岩手県下の災害の場合は、住宅戸数が一市町村の一割以上、あるいは二百戸以上とこういうのに直ちに該当しかねるような見方もありますので、しかしわれわれとしてはぜひこれを公営住宅法の八条を適用した住宅建設を進めようというのには、これについて結局第八条の一号の方の「異常な天然現象」ということに入れられるかどうかということなんでありまして、ぜひ入れたいと思ひまして今折衝をいたしております。万一入らないというような大蔵省の見解で、こちらの期待通りの法律解釈ができない場合がありまして、公営住宅についてはまだ保有分がございまして、この保有分を直ちに割り当てまして所期の目的を達成したい。ただ保有分でありま

する場合には、地方負担分三分の二がこの法律で定めた国庫補助の範囲でございまして、三分の一を地方負担いたしますので、八条の規定の適用で参りました場合には、その三分の一について地方起債がすぐに認められぬという関係になりますし、保有分で割当をした場合には直ちにそういうふうには参りませんので、これらの関連もありま

すから、できるだけ地元市町村も都合がよいように結論を出したいと思ひまして、目下せつかく努力中でございます。いずれにいたしましても、かような一地域に異常な災害が起りましたので、われわれとしましてはできるだけ限り最大限の処置を講じたいと思ひ

ましてやつておる最中でございます。できるだけ御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○武内五郎君 今大臣から誠意あるお話を承つたので、御承知の通り岩手県この地域はほとんど陸の孤島でありま

す。しかも昨年のチリ津波の災害で全く叩きのめされた形になって、それでも歯を食いしばつて復興のために立ち上がりつゝあつたときなのでありますので、法の許す限り最大なる御考慮を払つていただくように要望したいのであります。特にもうすでに災害救助法等が発動されておると思うのでありますけれども、これなんかというのも全く天から笹の露を落とすやうなものでありますので、しかも、あるいは県当局等から見舞金等が入りまして、それとも何らかの支上りがあるという力になるとは考えられません。しかも今日こういうただでさえ生活の程度が低く、生産力の低いところでありま

すので、特に最大の御考慮と大幅な施策を要望したいと存じます。なるべくよろしくお願い申し上げます。

○国務大臣(中村梅吉君) 承知いたしました。

○内村清次君 武内委員の方から大火に對するところの政府の今後の措置、それから現在までの調査ですね、これを要求されておられますが、これは政府の方では一体いつの機会に一つ委員会の方に御報告ができるか、この答弁だけを一つしつかりやつておいていただきたいことと。

それからさらに委員長の方にお願ひしたいことは、委員長の方ではまあ前例があることでもありますし、当然これは参議院として、院議でやはり関係

委員会の委員、特にまた建設委員の現地慰問かたがた調査という問題が起つてくる問題であると思ひます。

○委員長の(稲浦鹿蔵君) あと方は検討いたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 役所から参ります者は、ちよつと場所がへんびなところですし、便利などところと違つて行きますれば少なくとも五、六日かかると思ひます。できるだけ行きましてら諸般の打ち合わせを県や所在の市町村として帰りたいと思ひますから、会期末までに間に合うようには帰るはずですから、帰りましたらすぐに一番近い委員会の機会に御報告するようにいたします。

○内村清次君 ではお願ひします。

○武内五郎君 昨年この地方のチリ津波の災害の調査に委員会から委員が派遣されたはずなんです。なお、当時の派遣されて見て参りました実情等を考慮いたしまして、今回も特に当委員会から委員を派遣されるように考慮願ひたいと思ひます。

○委員長の(稲浦鹿蔵君) 検討いたしました。委員派遣は考慮いたします。この災害の問題につきましては、この程度にいたしたいです。

○委員長の(稲浦鹿蔵君) 次に休憩前に引き続いて、公共用地の取得に関する特別措置法について質疑を続行いたします。建設省関係のほか、参考人として日本道路公団から上村副総裁、浅村理事、吉田調達部長、それから首都

高速度道路公団から神崎理事長、藤本理事、電源開発株式会社から藤井総裁、岡部理事、それから日本電信電話公社から平山理事、中田理事、日本国有鉄道から滝山常務理事、新幹線総局から赤木用地部長、厚生省の石橋水道課長、それから運輸省から吉田飛行場課長、それから通産省から藤岡工業用水課長が見えております。

○田上松衛君 それぞれの関係の方が見えておられるようですが、建設大臣が衆議院に呼ばれておられる関係で承知しておりますので、幾らも余裕を持つておられない。そこで私の質問中でも衆議院から要請がありまして、そのま

ま出て行かれても差しつかえありません。

午前中に引き続き質問申し上げますけれども、この際特に建設大臣にお聞きしておきたいことは、その中で本案の条項にわたる以外に、その前提をなします問題、憲法に定められてあるところのいわゆる私権と公共目的との関係です。私権の保護と公共目的の遂行との調整が、この問題を検討するにあつたては一番関心を持つ問題です。これについてはいろいろ御説明の中でも違憲性はないと確信しておるというようなふうに表示され、私も研究の途中においてもしつぱそういう工合には言われたわけですが、言葉の上だけではそうですが、午前中申し上げましたような国民に腹から納得してもらえないために、もう少しそれを掘り下げてお

聞きしておきたい。すなわち合憲であるか違憲であるか、少なくとも違憲性の疑いは全然ないだろうかという点について、重大な点です。これを確かめることのためは、いろいろ学者たちの意見が徴せられなければならなかつたはずだと思ひます。そこでこれらの学者の意見発表の中で、何かこれに關する傾聴すべき意見がなかつたかどうか、その点からお伺ひしたい。どの学者も、具体的に言うならばことごとくがそろつてこれは憲法十二條でも十三條でもないしは二十五條でも二十九條でもですね、どの条項に照らしてみても何らの違憲性はないものだ、頭からそういうふうなうな意思表示があつたかどうか。もしそうでなかつたとするならば、重要な参考にするべき意見の一、二を指摘して御説明願ひたい。

○国務大臣(中村梅吉君) この特別措置法を制定立案するにあたりまして、憲法との関係につきまして私も最も重視をいたしまして、いろいろな角度から検討いたしたわけでありまして、この二十九條の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る」とその正当な補償といふのは、一体何時履行かどうかということについては、学説が一致して必ずしも同時履行を求めているものではない。正当な補償が行なわれることが確かであればよろしいのだ、こういう解釈に一致しているようでございます。そこで緊急裁決の場合におきまして、概算見積額をまずきめてこれを支払つて、そして最終的な補償裁決がありまして、差額についての金利を付して支払いの道等を明記いたしまして、必ずしも同時履行を求めてい

第九

ないのにしても、大体九分九厘は同時履行の形になるようにという考え方で立案をいたしましたような次第で、憲法の私権の保護との関係におきましては、まあ欠くところはない、こういう確信を持っているようなわけでございます。

○田上松衛君 私のお聞きしたのは、建設大臣ももちろん法律家ですから、大臣の御見解だけでもあるいは満足する向きもあるだろうと思うけれども、けさから申し上げているように、大部分の国民が賛成しなければ、たとえば学者でありまして、憲法学者でありまして、一人や二人がこうだと言ったからといって、それをうのみにはしないはずなんです。いろいろ意見があるはずで、それぞれの立場において。特に、まことに不謹慎な言葉のように思われるけれども、むしろ今の建設大臣という一つの業的な仕事をやっておられる大臣に対しては、純粋な法律家として、国民が満足に期待するのは、また違った点があるだろうと思うのです。ただ大臣がこう考えたという点だけじゃなくして、重要なあれがあったのかどうか、くどいようですが、いろいろこれには問題があるわけなんです。今大臣は、主としてこれは補償についてのことで、必ずしも同時履行でなければ憲法違反になるというところではないので、九分九厘までは同時履行みたいなことになるのであるから、まずあるまい、このように言われているわけですね。それを、今申し上げたように、非常に突っ込んでこのことは議論すべきは、そのものであるし、されただろうと想像いたしますが、その中における意見を参考までにお聞きしたい。

○田上松衛君 さつきお断わりしたように、大臣がここにおられる時間がきわめて少ないので、政府委員の説明はあと回しにして、ただ大臣からはこの際私が聞いておきたい点についての御答弁をいただければいいわけなんです。あとでそれは聞きますから。そこで結局、これを強行していくためには、補償の関係をいかに、いかにゆるやかな、公正妥当な補償をすることが前提にならなければならぬわけなんです。その正当な補償というのを、言葉だけではなくして、どういう工合にしてこれを実際になし遂げるとお考えになつておられるか。

○田上松衛君 この点は、この特別措置法のいわば母法でございまして土地収用法に、補償に関する基本的な規定をそれぞれ設けておられます。これを十分に基礎にして補償を算定することが正当な補償である、というふうに、私も実は考えておるわけでございますが、なおこの補償関係につきまして、事業の施行者によりまして若干の点もございまして、私ども午前中の会議でも申し上げましたように、用地取得審議会がござましたら、審議会でいろいろ想定の

○田上松衛君 これと関連を持つ問題ですが、衆議院でもたしか質疑が行なわれたように伺つておるわけなんです。五日に衆議院の内閣委員会、公共用地取得制度調査会を設置するための建設省設置法の一部改正案が審議されたときのことです。そのときには次のような附帯決議がつけられておる。それは「政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあつては、いかに、いかにゆるやかな、公正妥当な補償をすることが前提にならなければならぬ」ということと、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する」という決議がなされておる。この決議をどういう工合に身につけておいでになりますか、今の関連においてですね。

○田上松衛君 (中村梅吉君) これは補償額決定前に使用、収用するようなことは避けなければならぬという趣旨の附帯決議については、極力その精神を尊重する建前で検討されておる。その結果大体最終的な補償額に近しい概算見積りというものができて、概算補償額というものがきまつてからでなければ緊急裁決はできない、こういう建前をとつておるわけでございます。従

来土地収用法におきまして、御承知の通り緊急使用の制度がございまして、衆議院の附帯決議の精神は尊重されておるのではありませんが、若干この事業の緊急性のある場合におきましては、全部の仕上げまでできなくても大体こらが間違いない見当であるという見当をつけて、適正な補償の額がきめられて、概算額が収用委員会で決定されれば、この附帯決議の精神に反するものではないと、大体もうできる限り実はこの精神を尊重する建前で立案をいたしましたわけで、この附帯決議の精神は尊重しておるつもりで実はおるわけでございます。

○田上松衛君 大臣のお答えをされるお気持ちの底に流れておるものは、概算見積りというものをできるだけ正確にやつていくんだからという点だと思ふのです。ところが、問題はここから出発いたしました、その見積りもいかにゆるやかな、公正妥当な補償をすることが前提にならなければならぬ、ということと、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する」という決議がなされておる。この決議をどういう工合に身につけておいでになりますか、今の関連においてですね。

○田上松衛君 (中村梅吉君) これは補償額決定前に使用、収用するようなことは避けなければならぬという趣旨の附帯決議については、極力その精神を尊重する建前で検討されておる。その結果大体最終的な補償額に近しい概算見積りというものができて、概算補償額というものがきまつてからでなければ緊急裁決はできない、こういう建前をとつておるわけでございます。従

来土地収用法におきまして、御承知の通り緊急使用の制度がございまして、衆議院の附帯決議の精神は尊重されておるのではありませんが、若干この事業の緊急性のある場合におきましては、全部の仕上げまでできなくても大体こらが間違いない見当であるという見当をつけて、適正な補償の額がきめられて、概算額が収用委員会で決定されれば、この附帯決議の精神に反するものではないと、大体もうできる限り実はこの精神を尊重する建前で立案をいたしましたわけで、この附帯決議の精神は尊重しておるつもりで実はおるわけでございます。

○田上松衛君 大臣のお答えをされるお気持ちの底に流れておるものは、概算見積りというものをできるだけ正確にやつていくんだからという点だと思ふのです。ところが、問題はここから出発いたしました、その見積りもいかにゆるやかな、公正妥当な補償をすることが前提にならなければならぬ、ということと、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する」という決議がなされておる。この決議をどういう工合に身につけておいでになりますか、今の関連においてですね。

○田上松衛君 (中村梅吉君) これは補償額決定前に使用、収用するようなことは避けなければならぬという趣旨の附帯決議については、極力その精神を尊重する建前で検討されておる。その結果大体最終的な補償額に近しい概算見積りというものができて、概算補償額というものがきまつてからでなければ緊急裁決はできない、こういう建前をとつておるわけでございます。従

いろいろな違つてくるわけなんです。そこで、われわれが考えておることは、今日どうも確かな基準がないわけなんです、どこによられるか、どこに基準を求めた場合に多数の被収用者は納得するか、そこをどうお考えになつておるか、ちよつと伺いたい。

○田上松衛君 (中村梅吉君) たとえば、土地について申しますと、土地収用法の七十二条で、近傍類地の取引価格を考慮して、相当な価格をもって補償しなければならぬと、土地についての基準は収用法ではこういう基礎を置いておるわけでございます。従つて、この特別措置法の場合におきましても土地収用法が基本法でありますから、この基本法に従ひまして、やはり土地の評価をいたしますのは、近傍における取引価格、俗に申します時価を標準に算定するところになるわけなんです。ただ目の子ではなしに、もちろん概算額を決定するに足るいろいろな基礎資料を得まして、それに基づいて適正な概算額を出していく。この最終的な補償額をしないので緊急裁決をしようというものは、大体建物とかその他施設などについて、こまかい数字の算出をしたり、集計をしたり、あるいはものによつては、他の資料によればもうこれで大体間違いないと思ふけれども、さらに念のため適切な鑑定等の手続を経る必要がある。こういう手続や集計や細密の算出のために手間取つて、そのために土地収用が遅延して困るといふような場合に、緊急裁決が行なわれるということになるわけでございます。まず緊急裁決の場合の概算見積り額というのは、どう結論

が出るにしても、結論とそう開きのない数字と、こういうことになると思うのです。そこでたとえ多少でも開きが出ました場合には、ただ差額をあととかから補てんをするというだけでなしに、その場合には金利を付して支払いをするということにしまして、できるだけ権利者の保護に欠くところのないように努めていこう、というのが大体この立法についての考え方でございませう。

○田上松衛君 後段にお答えになります。

したいいわゆる補償判決、それについてはよくわかっております。この点について申し上げておるのではないので、あくまで特別取用に関する緊急判決の場でお伺いしているわけですが、そこで今お答えになりました基準というものを近傍におけるいわゆる取引相場というふうに言われたわけですが、私はそれは危険だと思うのです、実際は。私はけさから主として被取用者の利益擁護のために、その立場に立つてお伺いするということを前提としてしまつたのですけれども、この場においてはそれだけではないのです。やっていきまする今度は公共の事業である限りにおいて、反対の立場に立つ一般国民の立場から考えてみると、ただそれだけの考えでは非常な危険なものがある、こう考えるのです。たとえば今土地がめくらめつぼうにまるきり思惑で、一つのうなずける要素もないにかかわらずぐんぐん高騰し始めて、ほとんどまるところを知らぬという状態、そうであればこそこういうものをやることになったからこうしなければならぬということになってみたり、あるいはほかの住宅公園等の場合において

も、これは本法によらない他の事業にいたしましても、いろいろ用地取得について悩んでおられることは、これは事実なんです。国民もまた何とかしてこれを押さえないければなるまいという声さえ非常にあがつておるわけです。

そこで、いたずらにただ近傍における取引相場を基準にしてやっていくというようなことでいくならば、反面には非常な危険なものを引き起こしてしまふであらう。国民の大部分の者は押さ

ず、遽に政府みずからがそういう方面をいかにも値上がりやを正當づけてしまふ、資格をつけてやつてしまふという危険がないと言えるかどうか。私が申し上げるところの、いわゆる公正妥當という問題は、必ずしも幾らでも被取用者が喜ぶだけ、満足するだけという意味じゃ断じてありません。そうじゃないのです。あくまで公正なもの、しかも国民生活の上に悪い影響を来さないような方法による、それを見つめながらの公正妥當な行き方でなければならぬはずだ。その基準をどこに求めるか、こう申し上げておるわけなんです。その点だけは非常に重要な問題ですから、これからかくかくの方法によつてしようとかなんという御見解がおありかどうか。午前中お聞きしました、いろいろ基準を作りまする審議会が肩がわりしていくような問題でも危険だと考えるし、あるいは都道府県におきまする取用委員会自体に実務を扱わせるようなことへ持つていくようなこの程度の考えでも、私はとてもそれではこの不安が去らないと思つておるのであります。この点について、いろいろさつき申し上げた憲法違反の疑い

なきやの問題とあわせつつ、学者たちも何かこれに触れられて議論されたことはなかったでしようか。さらに繰り返すようですが、これについてもっとはつきりした何か御信念をお聞かせいただきたいと思うのです。

○国務大臣(中村梅吉君) お話のよう
に時価とは何ぞやについては非常にむ
ずかしいことで、この点は収用しよう
という方と収用される立場の者とでは、
やはり見方なり考え方に相当開き

のある場合が多いと思うのです。それで取用法で基本的にきめておりますが、精神は、通常受くべき損害を補償しなければならぬというのが建前でございますから、やはり考え方としましては、土地についていえばやはり時価を補償する、その時価が不当に高くてもいけないし安くてもいけない。そこでいづれ審議会ができてましてあらゆる角度から補償基準をきめて、個々の統一の上に立つてこの法律の運用をしていきたい、こう思っておりますが、従つて、この時価の見方については取用する方の施行者の立場もありますが、むしろ取用委員会の方で最も公正な立場で近隣の土地価格、取引価格、いわゆる時価というものの算定をして、その結論なり、緊急裁決をする場合の概算額なりを出していくことになると思うのであります。従来やかもすれば公共用地の取得が高値で、つり上げをして、それが一個所できますと右へならえをして、どうも地価がつり上げられているという非難が一部にございました、われわれもそれを耳にいたしておるのであります、従来は土地取用法による土地取用手続を経て参りますと、非常に手間が長くかかりますの

で、何とか話し合いをつけたという
ことのために、ときにどうも奮発をし
過ぎるという傾向もあったかと思うの
であります。この法律ができますすれ
ば、不当に安くももちろん補償はいた
しませんし、正当な補償で、またつり
上げ等の非難される事態にもならない
ように、自然この法律がなかったとき
よりは私は適正なものになっていくこ
とが可能である、ぜひそういうように
努めて参りたいと思つておるようなわ

けでございます。

C田上松衛 きのよしかは、まあ一歩前進だ、それはそれに違いありません。そうでなければならぬはずです。もう少しさかのぼってしましますならば、昭和二十五年にGHQ指令によって公益事業令というものが発令された。今までの公益事業者の公用使用权は、私有財産の所有者に対して公用収用の手続があまりに簡単過ぎて、私有財産軽視のおそれがあったので、そこで公共性と私権の対立については、私権に重点を置くように改めなきゃいかぬという趣意だったはずであります。これによりましてついには一般からは公共性の高いものとして考えられておったということ、たとえば電気事業法のごときものが改廃されてしまったということになっておるのだと承知しておるわけですが、ことほどこれには重要な問題が含まれておると実は考えるわけなんです。今論点になっておりますところのいわゆる正当な補償なりやいなやの問題について、不必要な思わなしい難問題を提起してしまうことでございますから、なるべくこういうものを、これは先般の法の適用に及ぶ問題

でございますが、それはそれとして
とっておいてこういうような立場から
しますと、ここに一つの評価の基準
というものが整備される方法を真剣に
お考えにならなければいけないと、こ
う考えるわけです。この事柄について
は非常にむずかしい問題であることは
百も承知でございますので、これはあ
とになりまして、この際は注文申し
上げておきますが、どうぞ十分真剣
に御検討願ひまして、個々に脆弱さ
が現われてしまいますならば、これは根
こそぎにだめになってしまふわけなん
です。このことを特に一つ御検討いた
だきたい。むしろこれは、御答弁をい
ただくのはあまりにも無理だと考えま
すので、むしろ注文申し上げてこの点
については終わります。

計画局長にお伺いいたしますが、必要によつて、時間の都合によつては大臣からお答えいただければなおいいし、それでなければ計画局長からでいいのですが、その問題に移ります。いろいろの関係者が貴重なる時間をさいて来ておられるわけです。あと他の委員に重要な点について聞いていただくことにいたしますけれども、もう一点だけ簡単にお聞きしておきます。起業者が事業の計画をやつていく、あるいは実施の方針を定めていくと、そういうことを前提として被収用者との間にできれば話し合ひをやつていく。最悪の場合には緊急裁決に基づいてやつてしまふ。こういう場合において、そしてそれに基づいて補償に対する緊急裁決もやつていくと、こういうことをたどつてきまして、途中でその事業の計画なり方針なり、あるいは現実の実施面というものに変更を來たした場合に

ういうような事態については、もうその付近の仕事が全部進みつつあるものでございまして、こういう法律が活用できるならば非常に幸いであり、仕事もよりスムーズにいくんじゃないか、こういうことを期待しておる例の一つでございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に電源開発の藤井総裁。

○参考人(藤井総裁君) 私の方にも数件そういう実例がございしますが、一件だけ典型的な事例を申し上げます。

昨年十月十日付をもちまして建設大臣に事業認定の申請を行ない、他の関係市町村に直ちに公衆縦覧を行なったのが、高知県の奈半利川の関係の魚梁瀬発電所の建設工事についてであります。

ところが十一月月中旬に大体の手続は完了したのでありますが、そのうちで安芸市だけが今日まで七カ月経過いたしましたのであります。まだ縦覧の手続を拒否しておるのであります。その理由とするところは、全然発電所の建設に關係のない道路を建設せよ、作れという条件でございまして、これは關係のあることならちろん会社といましては十分考慮しなければなりません。発電所に全然關係のないところの道路を建設するということはできませんので、その点をお断りしていただくのであります。先ほど申しましたように、今なおデッド・ロックに乗り上がっておりますので、未だに工事を着手するに至らないような次第であります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に日本電信電話公社の中田理事。

○説明員(中田亮吉君) 電信電話公社關係におきましては、現在非常に困っ

ております一例を申し上げますと、東京におきます電電話局、御承知のように茅場、兜、あのあたりは非常に混んでおります。この隙地を買収して電話局を増築しようという計画がありまして、前年からいろいろ交渉しております。一人の持主だけはわれわれの方と大体協定が成立したわけでありまして、けれども、あの方の方でどうしても譲っていただけませんので、これがすでに一年六カ月ないし二年近くも交渉を続けておりますので、どうしてもあそこを増築しようということが、未だにこれができないという状態でありまして。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に、国鉄赤木用地部長。

○説明員(赤木渉君) 一件だけ申し上げますが、私どもの一等困りますのは立ち入り測量が拒否されますので、収用法の発動の前提として、設計ができないうちが第一前提で困っております。これは各所にございしますが、今典型的なのは愛知県下のルートの問題で、御承知のように岐阜県のルートの問題でずいぶんあったのでありますが、最近ルートが確定いたしましたので、測量に入れないという次第でございまして。

○藤田通君 今の電信電話局は一年六カ月ないし二年というのですが、まず最初お答えいただきました道路公社の場合、その他昨年からもう行き詰まってきたというところ、今度の特別措置法でいくと、それが一年もすれば解決するようには理解されているのでしょうか、道路公社の方はどう考えておりますか。

○参考人(上村健太郎君) 先ほど申し上げました一件のものが協議に応じませんでしたために、あそこの区間全部が工事

ができなくなっております。今回の法律で緊急解決と申しますか、そういう手続きでお願いができるのではないかと申すのでございまして。

○田中一君 最初に高速道路公社に資料を出し願ひました。それは先ほど藤本君が述べられた高速道路一線路の全線にわたって買収が済んだ個所別、むろんこれは所有者別になります。その年月日、価額を一つ出していただきたい。それから未買収のもの、むろん個所別、所有者別ですね、その未買収の理由、たとえば先ほどお話しのように訴訟中だ、あるいはまだ話してないとか、それから法を適用した個所があつたら、適用して収用委員会の方に

かけているものがあればかけているもの、あつせん委員会にかけられているものがあればかけているもの、こういう工合に出していただきたい。これは一番具体的距離が短いから高速道路の方にお願ひいたします。

○委員長(稲浦鹿蔵君) それではお願いします。

○参考人(神崎文二君) 承知いたしました。さつそくお届けいたします。

○田中一君 いつまでに出していただけますか。

○参考人(神崎文二君) 来月の三日ごろまでに用意いたします。

○田中一君 そこで、その資料を出し願ひますが、私、神崎さんが高速道路公社にお入りになったときに、土地の収用というものは非常に困難である。従つて、もし最善な道を選ぶとするならば、まず最初に着手するところの一線路なら一線路、二線路なら二線路というものは、一応全部正式な収用法の手続によつて収用するような形

をとつたらどうかだろうか、そうしなければおそろくあなたの仕事というものは計画通りに進められないということ、あなたはまだ御経験がないと思ひまして、むろん今までは金にあかして何でもお買いになったことは御経験あることと思ひますけれども、少なくともこうした法をもつて取るというようなことは経験がないと思ひます。おそろくあなたは法を使えばすぐにでも取れるのだというふうな、藤本君あたりからの助言があつたかもしれないけれども、それが非常に危険であるということ、それを再三申し上げたわけです。ほんのうに国民のためにそういう必要なのを作るならば、実際に法通りに一つやつてごらんないか。かつて今までのことを全面的に適用した例がない。ことにあの計画等は、われわれですらあの公社の法案が提案されてはじめて内容を知つたようなものなんです。国会のわれわれすら知らない、ましてや国民は知りません。従つて、オリンピック云々というふうな時期的な時限的な期間があるならばどうかということをお断りしたところが、あなたも一応考えてみようというお話がございまして、もう御就任以来三年になりますね、二年ですか、どういう工合に今までの二年の間この事態を見て、どういうふうな御感想がおありになるか、まず最初に伺つておきます。これは率直に全部議事録に残してやるのですから、理事長の人柄のいいところを国民に知らしめようと思つたのですから、そのつもりでほんとうのことを一つお述べ願ひたい。

○参考人(神崎文二君) 私、まだ実は二年になりませんが、二年にな

んなんとしているわけですが、就任当初、今、田中さんからお話の通りの御忠告を受けたことは事実であります。そうして私としても考慮いたしてみたいと考え、また考慮いたしたのであります。がしかし一方に、これは田中さんも御理解願ひと思うのであります。が、収用法等にかげずに相済むならばという気持がやはり私にはあつたのであります。ことに民間から出た者でありますので、今のお金にあかせてということは経験ありませんけれども、堅持としては、なるべく収用法のようなものを適用せずに話し合つて相済めば、ということであつておつたのであります。幸いにして、もうどうしても収用法をかけなければならぬといふところまで行つたケースもございまして、それこそまぎわのところ片づきまして、今日までのところでは適用をせずに相済んでおるのであります。がしかし、用地問題がございするたびに田中さんの御忠告は思い出しておるのであります。今年度から来年度にかけて私の仕事の事も非常に多いわけでありまして、どうも御忠告に従わなければならぬような場面を生じないかと案じておつたところへ、この特別措置法の問題が起つて、従つてこの法律の成り行きには、非常な期待を私、持つておるわけでありまして。

○田中一君 これは神崎さん個人に向かつて申し上げるのじゃなくて、理事長としての立場に申し上げるのです。が、二年間、話し合ひでもって買収ができるのだというふうな信念を持ちながら、かつまた、おそろく出席されておる藤本理事もその方の専門家でありますから、その自信はいまだに持つて

いると思うのです。実際にそういう気持をお持ちであれば、どうか自分の方だけはこの法の適用外にしたいだきたいということの御意思を発表なさることが、神崎理事長としてりっぱな理事長のはずでございませう。どうか自分の方だけは、自信がございませう、この法律——土地収用法は適用しないので何とかやっていきます、これから除外していただきたいというくらいな決意がなくてはならぬと思うのです。私は、十年間——この法律ができて上がつて十年間です、十年間を再三再四にわたって、政府並びに各これらで収用し得る事業団体に向かつては説いているわけです。第一に計画性の問題です。突如として起こるような問題はこれは別でございませう。これには御承知のように災害というものが適用されております。災害復旧というものは適用されておられないのです。災害復旧並びにこれに関連する改良工事というのは含まれておりません、今回の法律には、これはなぜかと申しますと、復旧をする、また改良をする、その事業者に対する信頼があるからです。よりよいものを作ってくれるであろうと思うから、喜んで自分の土地をも提供することとができるからです。しかしこれには本来ならば、災害復旧に関連するところのその部分以外の事業があるはずでございませう。土地を収用しなければならぬ、全然災害を受けていない個所を用いなければならぬはずもあるわけでございます。これもこれに触れておられません。なぜ触れていないか。おそらく政府としての立案の過程においても、その場合には、災害復旧という大事な仕事であるから、その事業主体に

対する信頼を持ってもよろしいのだ、また、信頼を持っているのだという前提に立つ除外だと思ふのです。今、神崎さんのやっておられる仕事というものは、これは当然、国民的な大きな意味からして、当面の問題としてこれは国民が求めております、大部分の者は求めております。しかしこの事業の当初からあるところの計画性というものは、これが政治でございませう。ことに今までの終戦後の都知事の行政の足りなさというものが、今日を招来したものであります。私は全国の都市を見ております。小さな都市でも実にりっぱな戦災復興事業を行なっておる地域がたくさんございませう。一体東京はどうしたかとなりますと、これはもうだれがしたか人為的なものです。自然発生的にきたものじゃございませう。むろん自動車の台数が十年たつたらこうなる、二十年たつたらこうなるという予想が多小狂いがあるうとも、日本の歴史的な既成都市、ことに江戸時代からこの町並みというものはでき上がつておるのであります。従つてあの戦災によつて大部分のものがなくなつた場合に、これに対処するところの政治的な、行政的な熱意があつたならばこういう不幸はみなかったわけなんです。そうして私は今、昭和二十六年に土地収用法というものを、これは政府がとうてい出し得ないもので、議員提案で出したものでございませうが、このときの提案者並びに政府の答弁というものを、これを皆さん方にお読みを願ひたいと思ふのです、なぜ、この新しい土地収用法ができたかという点。日本に新しい憲法ができてまして、この憲法を精神を受け継

いで、主権在民の思想から生まれたところのこの新しい収用法でございませう。これはすべて国民のためにある収用法なんです。事業を行なうとするものは、これによつてすれば国民の理解のし得る——国民が納得し得る形の土地収用法なんです。私は、おそらく神崎さんは、土地収用法というもののよさというものを——いわば事業者のためにあるのでなく、国民のためにあるのだということに対する御認識が深いものだから、土地収用法をお使いにならぬのじゃないか、こう思ふのです。そこできょうはもう時間ありませんが、まだ相当四、五十時間、質問する時間がございます。あなた方にしても一日おきか毎日、こちらに御出席になつていただきたいのです。いろいろお仕事があると思ひますけれども、どうか御出席いただきたいのです。私も体力の続く限り皆さん方の内容、実態というものを知りながら、かりにこの措置法が通つた場合には、あなた方は何をやるかという点を究極まで、あなた方の言葉をとらなければ私はやめませんから、この私の心境というものは、決して神崎さん、あなた一人に申し上げておるのではないのです。いらつしやる皆さんに申し上げておるので、従つて今までどういふことをなすつてきたかというところが根底となります。私は今度のこの提案された法律が、ある一定の限定された事業であるならば、社会党としても賛成しようという態度でおつたわけなんです。ところがまことに便乗主義——便乗的にどれもこれもみんな入つてきておる。私企業も入つてきておる。そうして一方、善良なる国民を、こね得とか何とかマスコミ

も何も誹謗しながらこの法律を通そう、この法律によつて安易な形で国民の財産権というものを収用しようという考え方に對しては、社会党は御承知のように数は少ないですから、これは強行すれば通るでございませう。通つた場合は何をなさるかということをお究明しなければ、どういふわれわれは納得できるものではない。その意味で、神崎さんだけをつかまえて、こういうことを申し上げておるけれども、時間をつけてほんとに慎重に審議をしてやつていきたいと思ふのです。従つて、きょうは私も、ちよつと四、五日旅行してきたものですから、資料が整つておりませんから、次回からできるならば当面、この収用法を担当する方々と、總裁あるいは副總裁がおいでを願ひ、ことが望ましいのであつて、各政府機関並びに政府の方々も、そういう方々においでを願ひたいと思ふのです。従つて私はきょうはこれ以上は質問いたしません、次回に譲ります。が、どうか一つそういう点で十分に資料を、われわれ国民が納得する資料を御持参願ひたい。それから電源開発、道路公団、電電公社、国鉄——国鉄の場合には新幹線の事例、新幹線の、今道路公団に言つたように、買収の所有者別、個所別、買収が済んだところの年月日、それから価格、未買収のもの、法適用のものというふうに分けて新幹線全線にわたつてお出しを願ひたいと思ふのです。むろん道路公団も名神国道に對して全部お出し願ひたい。それから電電公社の方は、これは今藤田委員は一つだけ言えと言つたのですが、それは全部資料としてお出し願ひたい。問題のある場所、問題の理由。そ

れから電源開発に對して申し上げておきますが、何年前ですか六、七年前になります。只見川で七、八軒の最後まで承知をしなかつた農民がおつたわけです。これは藤井さんは御存じないかもしれないけれども、そのときに反当たりたしあ百何万円という補償金を払おうとした。その七、八軒がどけみ切つて、相当高額を補償しようとしたことがあつた。その事実を当委員会がつかまえてまして絶対にそういうことはいけな。過大な補償をしてはならないといつて、八十何万に、あなたの方に反省してもらつて値下げをして妥結した。値下げというのか、補償金を低くして妥結した事例があるのです。この事例を一つお出し願ひたい。その経緯をすっかりお出し願ひたい。

○委員長(稲浦鹿藏君) 資料の要求に對しては御提出を願ひます。

○説明員(赤木孝君) ただいまの資料ですが、私のところの件数にすれば四、五万件ある。買収といひますか、うちの方に確保済みが約半数ございませう。三十六年度一ぱいに全部完了いたしました、終了いたしましたと工事の間合はなないといふことになってくるのであります。その資料は全部のトータルの数にしたいだけですが、ば……個々の件数とおつしやつたが、個々ではとても出さうもない。いかがでしょうか。

○田中一君 新幹線はどこでも食いついて、うんといつたところはそのまま買収していくというばらばらな計画でやつておるのですか。それとも年次別に三十五年度はもつぱらこの区域、三十六年度はここからここの区域、こ

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 84

きようは、私はこの程度にしておきます。
○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑ありませんか。——ほかに御質疑がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、水資源開発促進法案
- 二、水資源開発公団法案

水資源開発促進法案

水資源開発促進法

(目的)

第一条 この法律は、産業の発展及び都市人口の増加に伴い水の需要の著しい増大がみられる地域に対する用水の供給を確保するため、特定の河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基礎調査)

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。
(水資源開発水系の指定)

第三条 内閣総理大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2 内閣総理大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(水資源開発基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水及び電源開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(水資源開発審議会)

第六条 総理府に、附属機関として、水資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第七条 審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第八条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第九条 審議会は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、審議会の会議に出席して、意見を述べることができ、

第十条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(国土総合開発計画等との調整)

第十一条 国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

2 電源開発基本計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

水資源開発審議会

水資源開発促進法(昭和十六年法律第百二十七号)の第一号を次のように改正する。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

ヨ 水資源開発促進法(昭和十六年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十三 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

水資源開発公団法案
水資源開発公団法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—

第十七条）

第三章 業務（第十八条—第二十

五条）

第四章 水資源開発施設に関する

費用（第二十六条—第三

十三条）

第五章 財務及び会計（第三十四

条—第四十七条）

第六章 監督（第四十八条—第四

十九条）

第七章 雑則（第五十条—第五十

七条）

第八章 罰則（第五十八条—第六

十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 水資源開発公団は、水資源

開発促進法（昭和三十六年法律

第 号）の規定による水資源

開発基本計画（以下「水資源開発

基本計画」という。）に基づく水資

源の開発又は利用のための事業を

実施すること等により、国民経済

の成長と国民生活の向上に寄与す

ることを目的とする。

（法人格）

第二条 水資源開発公団（以下「公

団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東

京都に置く。

2 公団は、内閣総理大臣の認可を

受けて、必要な地に従たる事務所

を置くことができる。

（登記）

第四条 公団は、政令で定めるとこ

ろにより、登記しなければならない

い。

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ

ば、これをもって第三者に対抗す

ることができない。

（名称の使用制限）

第五条 公団でない者は、水資源開

発公団という名称を用いてはなら

ない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第

八十九号）第四十四条（法人の不

法行為能力）及び第五十条（法人

の住所）の規定は、公団について

準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第七条 公団に、役員として、総裁

一人、副総裁一人、理事八人以内

及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条 総裁は、公団を代表し、そ

の業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁

の定めるところにより、総裁を補

佐して公団の業務を掌理し、総裁

に事故があるときはその職務を代

理し、総裁が欠員のときはその職

務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところに

より、総裁及び副総裁を補佐して

公団の業務を掌理し、総裁及び副

総裁に事故があるときはその職務

を代理し、総裁及び副総裁が欠員

のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査す

る。

（役員の任命）

第九条 総裁及び監事は、内閣総理

大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が内閣

総理大臣の認可を受けて任命す

る。

（役員の任期）

第十条 役員の任期は、四年とす

る。ただし、補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

（役員の欠格事項）

第十一条 次の各号の一に該当する

者は、役員となることができな

い。

一 国務大臣、国会議員、地方公

共団体の議会の議員又は地方公

共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員

（非常勤の者を除く。）

三 物品の製造若しくは販賣若し

くは工事の請負を業とする者で

あつて公団と取引上密接な利害

関係を有するもの又は、これら

の者が法人であるときは、その

役員（いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の

役員（いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十二条 内閣総理大臣又は総裁

は、それぞれその任命に係る役員

たときは、その役員を解任しなけ

ればならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それ

ぞれその任命に係る役員が次の各

号の一に該当するとき、その他役

員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することがで

きる。

一 心身の故障のため職務の執行

に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 総裁は、前項の規定によりその

任命に係る役員を解任しようとする

ときは、あらかじめ、内閣総理

大臣の認可を受けなければならない

い。

（役員の特権禁止）

第十三条 役員は、営利を目的とす

る団体の役員となり、又は自ら営

利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条 公団と総裁又は副総裁と

の利益が相反する事項について

は、これらの者は、代表権を有し

ない。この場合には、監事が公団

を代表する。

（代理人の選任）

第十五条 総裁及び副総裁は、公団

の理事及び職員のうちから、公団

の従たる事務所の業務に関し一切

の裁判上又は裁判外の行為をする

権限を有する代理人を選任するこ

とができる。

（職員の任命）

第十六条 公団の職員は、総裁が任

命する。

（役員及び職員の地位）

第十七条 公団の役員及び職員は、

刑法（明治四十年法律第四十五号）

その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員と

みなす。

第三章 業務

（業務）

第十八条 公団は、第一条の目的を

達成するため、次の業務を行な

う。

一 水資源開発基本計画に基づい

て、次に掲げる施設（当該施設

のうち発電に係る部分を除く。）

の新築又は改築を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調

節施設、多目的用水路、専用

用水路その他の水資源の開発

又は利用のための施設

ロ イに掲げる施設と密接な関

連を有する施設

二 前号の業務を行なうことによ

り生じた施設（以下「水資源開

発施設」という。）の操作、維

持、修繕その他の管理を行なう

こと。

三 水資源開発施設についての災

害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支

障のない範囲内において、委託に

基づき、次の業務を行なうことが

できる。ただし、第三号及び第四

号の業務を行なうについては、あ

らかじめ、内閣総理大臣の認可を

受けなければならない。

一 水資源の開発又は利用に関する

調査、測量、設計、試験及び

研究を行なうこと。

二 前項第一号イの施設のうち発

電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

三 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。

四 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

(事業実施方針)

第十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣総理大臣を経てこれを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十条 公団は、第十八条第一項第一号の業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場合において、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水

道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九条の規定による当該水資源開発施設の改築又は改築に要する費用の負担についてその者の同意を得なければならない。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区が特定しているときも、同様とする。

3 土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者の三分の二以上の同意を得なければならない。

(施設管理方針)
第二十一条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(施設管理規程)
第二十二条 公団は、第十八条第一項第二号の業務を行なおうとする場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

(河川法の特例)

第二十三条 公団は、第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）の新築又は改築について、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第七条（河川に関する工事等）（同法第五条（河川法の準用）の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。

2 公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四条第二項（河川の附属物）（同法第五条の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、建設大臣が、これを河川の附属物として認定することができる。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条（私権の排除）の規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条（河川行政の監督）（同法第五条の規定により準用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に關しては、この条に定めるもののほか、政令で定める。

7 公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に關しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政庁の権限を行なうことができる。

8 公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定施設の操作に關する建設大臣の指揮)
第二十四条 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に關し、政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

(危害防止のための通知等)
第二十五条 公団は、水資源開発施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知

するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとなければならない。

第四章 水資源開発施設に關する費用

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十六条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に關し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 第一項の規定により公団に交付される災害復旧工事に要する費用の一部を負担する都道府県に於いての公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用に關しては、同法第四條第一項（国庫負担率）及び第四條第二項（連年災害における国庫負担率の特例）の災害復旧事業費の総額には、同法第四條第二項に掲げるもののほか、当該費用（政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

第二十八條 特定施設の新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十九條 公団は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。）を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところ

により、当該水資源開発施設の新築、改築及び管理並びにこれに於いての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十條 第十八條第一項第一号から第三号までの業務（特定施設でその新築又は改築に係る第二十六條第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものに係るものを除く。）であつて、かんがいが排水に係るものの受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、その業務に要する費用の一部を負担金として公団に支払わなければならない。

（受益者負担金）

第三十一條 公団は、水資源開発施設の新築又は改築によつて著しく利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

（強制徴収）

第三十二條 第二十八條第一項、第二十九條又は前條の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は公団は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 都道府県知事又は公団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して二十日以上

経過した日でなければならない。

3 都道府県知事又は公団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第四項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分、公団にあつては内閣総理大臣の認可を受けて国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 都道府県知事又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することが出来る。ただし、当該都道府県の条例又は総理府令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課）

第三十三條 第二十九條の規定により土地改良区が費用を負担する場

合においては、当該負担金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十六條第一項、第二項及び第四項（経費の賦課、第三十八條（賦課金の徴収の委任）並びに

第三十九條（賦課金等の徴収）の規定を適用する。

第五章 財務及び會計

（事業年度）

第三十四條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第三十五條 公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十六條 公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十七條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添へ、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十八條 公団は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、そ

の残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び水資源開発債券）

第三十九條 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券（以下「債券」という。）を發行することが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することが出来る。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九條から第三百四十一條まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により

委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第四十条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることが出来る。

(債務保証)

第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することが出来る。

(償還計画)

第四十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八條第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することが出来る。

(余剰金の運用)

第四十四条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第四十五条 公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十八条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第五十条 公団の解散については、別に法律で定める。

(訴願)

第五十一条 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公団がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することが出来る。

(協議)

第五十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三條第二項、第十八條第二項ただし書、第三十五條又は第四十五條の規定による許可又は認可をしようとするとき。
- 二 第三十七條第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第五十三条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十條第一項又は第二十二條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第四十八條第二項の規定による命令をしようとするとき。

第五十四条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第十八條第二項ただし書、第三十五條、第三十九條第一項、第二項ただし書若しくは第六

項、第四十二條又は第四十五條の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七條第一項又は第四十六條の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十四條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十七條の規定により総理府令を定めようとするとき。

(主務大臣)

第五十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項については、内閣総理大臣
- 二 洪水(高潮を含む)防禦の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に關する事項については、建設大臣
- 三 前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に關する事項については、建設大臣
- 四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設(多目的のものを含む)の新築、改築、管理その他の業務に關する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

(内閣総理大臣の権限の委任)

第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することが出来る。

(他の法令の準用)

第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十八条 第四十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十八條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第四十四條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第五十四条第二項の規定による

る主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前二条の規定の適用については、この法律の規定（第五十六條の規定を除く。）中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六條の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十一条 第五条の規定に違反して水資源開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二条 内閣総理大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを

受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条 この法律の施行の際現に水資源開発公団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ五中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ三中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十一条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第三条第一項第四号の四を次のように改める。

四の四 水資源開発公団及び愛知用水公団

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第十四条 土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 水資源開発公団が水資源開発公団法（昭和三十三年法律第六号）第十八条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十六条 治山治水緊急措置法（昭和三十三年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「施行するもの及び」を「施行するもの」に改め、「補助するもの」の下に「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を加え、同項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 水資源開発公団法（昭和三十三年法律第六号）第十八条第一項第一号及び第二号の事業

（治水特別会計法の一部改正）

第十七条 治水特別会計法（昭和三十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第二項第五号に規定する事業に係る水資源開発公団法（昭和三十三年法律第六号）第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十八条第二項の規定による納付金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第二項第五号に規定する事業に係る国の交付金

第七条第一項中「費用」の下に「及び第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金」を加える。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正）

第十八条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」に改め、附則中第十一項を第十二項とし、第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用上、水資源開発公団が施行する水資源開発施設の新築又は改築の工事のうちその費用の一部を都道府県が負担する政令で定めるものは、この法律の規定による国の負担総額の算定については開発指定事業とみなし、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定の適用については、政令で定めるところにより、都道府県が行なう国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業又は国が都道府県に負担金を課して直轄で行なう事業とみなし、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令

(地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令を除く。)の規定の適用についてはこの法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業とみなす。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十九条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本住宅公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法(昭和三十六年法律第

号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に「水資源開発公団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二 水資源開発公団を監督すること。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二条 農林省設置法(昭和二十四年法律百五十三号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第十六号中「及び農地開発機械公団」を「農地開発機械公団及び水資源開発公団」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ヨの次に次のように加える。

タ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第

号) 第九条に次の一号を加える。

十四 水資源開発公団に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 水資源開発公団に関すること。